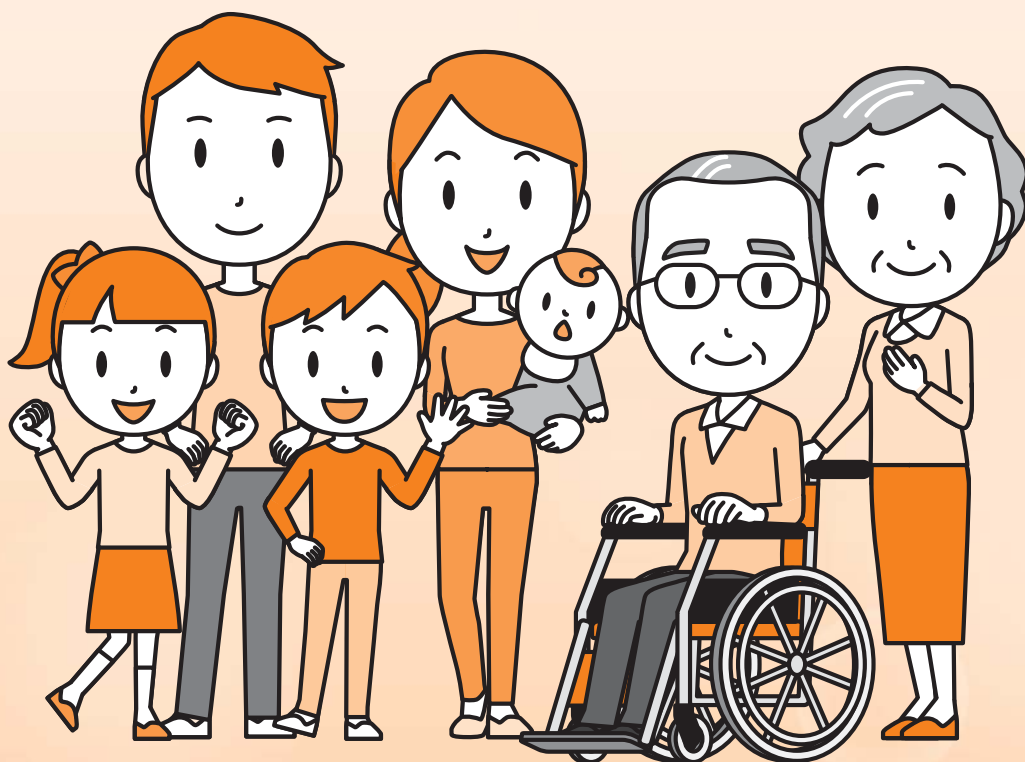


第5次 河北町障がい者計画

障がい者プラン



令和3年3月
(2021年3月)

山形県河北町



はじめに

本町では、平成28年3月に、平成28年度から5年間を計画期間とする「第4次河北町障がい者計画」を策定し、障がいのある人がいきいきと暮らせる地域社会をつくるため、各種施策を総合的に推進し、展開してまいりました。

この間、国では「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の成功に向け、障がいのある人の社会参加活動をさらに促進させるための法律や計画の整備がなされ、県では「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」、本町では「河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例」がそれぞれ制定されるなど、ノーマライゼーションの理念が町民にとって、より身近なものになりました。

このたび策定した「第5次河北町障がい者計画」は、令和3年度を初年度とする第8次河北町総合計画「輝く人・町 夢と未来へ挑戦するまち」との整合性を図りながら、社会情勢の変化や制度の改正を受けて、本町における障がい者施策の基本的方向を示したものであります。障がいのありなしに関わらず、町民一人一人がお互いに尊重し合いながら日々生活できるよう、そのニーズに応じた施策を展開していくために策定いたしました。

本計画の基本理念にあります「共生社会」をつくり上げていくためには、行政や関係機関・関係団体との結びつきはもとより、町民の皆様のあたたかいご理解とご協力が何よりも大切なことと思っております。何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議、ご検討いただきました策定委員の皆様をはじめ、慎重な審議をいただきました町議会並びに関係各位に、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

河北町長 森 谷 俊 雄

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の基本理念と視点	2
1 計画の基本理念	2
2 計画策定の視点	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の体系	4

第2章 計画の背景

第1節 社会の状況	5
1 国際社会の動き	5
2 国の動き	6
3 県の動き	6
第2節 関連計画等	7
第3節 町の人口・世帯	8
1 人口	8
2 世帯数	9
3 産業別就業人口	10

第3章 障がい者等の状況

第1節 障がい者等の状況	11
1 手帳所持者数	11
(1) 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）	11
(2) 知的障がい者（療育手帳所持者）	13
(3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）	13
2 障がいに関わるサービスの利用状況	14
(1) 障害福祉サービス支給決定者数	14
(2) 地域生活支援事業の実施状況	16
(3) 補装具の支給状況	16
(4) 福祉タクシー券・給油券の利用状況	17
(5) 重度障がい者の介護者激励金支給の状況	17

3	障がい者を取り巻く環境	17
(1)	身体障害者相談員・知的障害者相談員の配置	17
(2)	特定疾患（難病）	17
(3)	発達障がい	17
(4)	救護施設	17
4	障がい児の就学等の状況	18
5	障がい者の雇用の状況	18

第4章 基本計画 ー現状と課題及び基本的施策ー

第1節	啓発・広報の推進	19
1	啓発・広報の推進	19
2	福祉教育の充実	20
3	相互交流の機会の拡充	20
4	ヘルプマークの普及	20
第2節	教育・保育の充実	21
1	幼児教育の充実	21
2	特別支援教育の充実	21
3	生涯学習の充実	21
第3節	雇用・就労の充実	22
1	雇用の拡充と安定	22
2	福祉的就労の促進	23
3	障がい者就労施設への支援	23
4	学卒者就労への支援	23
5	農福連携の推進	23
第4節	保健・医療の充実	24
1	健康づくりの推進・疾病の予防	24
2	障がいの早期発見・早期療育体制の確立	25
3	医療・機能回復訓練の支援の充実	25
4	医療的ケア児への援助	25
第5節	福祉サービスの充実	26
1	総合相談体制の整備	26
2	訪問系サービスの充実	27
3	日中活動系サービスの充実	27
4	居住系サービスの充実	27
5	地域生活支援事業の充実	27
6	権利擁護の推進	27
7	経済的支援の充実	28

8	障がいのある子どもへの支援	28
9	障がいのある人に関わる専門職の育成	28
第6節	生活環境の整備	29
1	各種福祉用具の利用の促進	29
2	住みよい福祉のまちづくりの推進	30
3	暮らしやすい住宅の整備	30
4	交通・移動手段の支援	30
第7節	社会参加の支援	31
1	障がい者団体等への支援	31
2	コミュニケーションや情報の取得に対する支援	31
3	スポーツ、文化活動等の振興	32
4	社会参加機会の拡充	32
第8節	安全・安心体制の確立	33
1	安全・安心体制の整備・充実	33
2	地域での防災体制づくりの推進	33
第9節	広域的に推進すべき施策	34
1	障害福祉サービスの提供体制	34
(1)	地域生活の支援	35
(2)	入所施設におけるサービスの充実	35
(3)	自立支援協議会の機能の充実	35
2	精神保健福祉施策	36
(1)	関係機関の連携の充実	36

巻末資料

1	河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例	1
2	用語の解説（50音順）	4
3	障害者総合支援法・児童福祉法に基づく福祉サービスの概要	12
4	障がい者の援護の概要	16
5	計画策定経過	32
6	計画策定体制	33
7	河北町障がい者プラン策定委員会設置要綱	34
8	河北町障がい者プラン策定会議設置要綱	36

～ 第1章 ～

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

わが国は、医療技術の発達などによる高齢化が進み「超高齢社会*」になる一方、未婚化・晩婚化などから少子化も進んでおります。そのため、年齢層の構成やそれに伴う社会情勢への影響も大きくなっており、行政に対しても多様なニーズが求められています。

そうした中で、町では、障がいのある人もない人も、皆が安心して暮らせる「共生社会」の実現を目指すため、令和2年4月に「河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例」を制定しました。

これにより、これまでの障がい者福祉の概念である、すべての人が障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら生きる社会を目指す「ノーマライゼーション*」を基本としつつ、条例の目的である「共生社会」の実現に向けて、さらなる施策の展開が求められます。

また、町民と地域と行政が共に目指す町の将来像を定め、その実現のため、令和3年度からの10か年の計画として「第8次河北町総合計画」を策定しました。

「第5次河北町障がい者計画（障がい者プラン）」は、「第8次河北町総合計画」との整合を図りながら、平成28年度から令和2年度までの計画を継承しつつ、令和元年8月に策定された「第5次山形県障がい者計画」を踏まえ、福祉分野の施策をより具体的、かつ、的確に推し進めるための指針となることを目的として策定します。

・「障がい」の表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記します。ただし、法令名、既存計画名、組織名などの固有名詞については、「障害」の表記とします。

- ・本文中、「*」を付した用語については、「巻末資料 3 用語の解説」をご覧ください。

第2節 計画の基本理念と視点

1 計画の基本理念

この計画は

「河北町で生活する障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共に活躍できる共生社会をめざすこと」

を基本理念とします。

2 計画策定の視点

この計画は、次の4点を計画の基本的視点として策定します。

(1) 障がいのある人の自立支援及び社会参加の拡大

ノーマライゼーションとリハビリテーション*の理念に基づき、障がいのある人が社会の構成員として、より豊かに生活し、自己実現ができるよう自立を支援します。

また、自身のコミュニケーションや社会参加を通じ、より能力が発揮できるよう支援します。

(2) 共に支え合うまちづくり

さまざまな機会を通じて、町民が、障がいのある人と障がいに対して理解を深められるバリアフリー*社会と、障がいのある人が必要なサービスを適切に享受できる環境の拡充を目指します。

また、避難行動要支援者*の避難支援など、災害時における地域の支援体制を徹底します。

(3) 障がいのある人の福祉ネットワークの構築

福祉、保健・医療、教育、就労、住宅などの生活環境に関するそれぞれの施策と連携を取りながら、障がいのある人に対するきめ細かな対応ができるよう生活の実態を把握し、より安心して暮らせるネットワークの構築に努めます。

(4) 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別の解消と、障がいのある人もない人も心が通い合う社会の実現に向けた合理的配慮*に取り組みながら、「河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例」に掲げる「共生社会」を目指します。

第3節 計画の期間

計画の期間は令和3年度（2021年度）から、令和7年度（2025年度）までの5か年とします。

ただし、計画の実施状況や障がいのある人をめぐる社会情勢の変化や制度の改正に応じて、計画を見直していきます。

令和3年度 ⇒ 令和7年度
(2021年度) (2025年度)



第4節 計画の体系

基本理念

河北町で生活する障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共に活躍できる共生社会をめざすこと

基本計画

啓発・広報の推進

教育・保育の充実

雇用・就労の充実

保健・医療の充実

福祉サービスの充実

生活環境の整備

社会参加の支援

安全・安心体制の確立

広域的に推進すべき施策

基本的施策

啓発・広報の推進、福祉教育の充実、相互交流の機会の拡充、ヘルプマークの普及

幼児教育の充実、特別支援教育の充実、生涯学習の充実

雇用の拡充と安定、福祉的就労の促進、障がい者就労施設への支援、学卒者就労への支援、農福連携の推進

健康づくりの推進・疾病の予防、障がいの早期発見・早期療養体制の確立、医療・機能回復訓練の支援の充実、医療的ケア児への援助

総合相談体制の整備、訪問系サービスの充実、日中活動系サービスの充実、居住系サービスの充実、地域生活支援事業の充実、権利擁護の推進、経済的支援の充実、障がいのある子どもへの支援、障がいのある人に関わる専門職の育成

各種福祉用具の利用の促進、住みよい福祉のまちづくりの推進、暮らしやすい住宅の整備、交通・移動手段の支援

障がい者団体等への支援、コミュニケーションや情報の取得に対する支援、スポーツ、文化活動等の振興、社会参加機会の拡充

安全・安心体制の整備・充実、地域での防災体制づくりの推進

1 障害福祉サービスの提供体制
地域生活の支援、
入所施設におけるサービスの充実、
自立支援協議会の機能の充実

2 精神保健福祉施策
関係機関の連携の充実

～ 第2章 ～

計画の背景

第2章 計画の背景

第1節 社会の状況

1 国際社会の動き

国際社会においては、平成18年に国際連合において、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進をするための総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約*」が採択され、平成20年から発効しています。

また、アジア太平洋地域においては、平成14年に滋賀県で開催された国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）において「アジア太平洋障害者の10年」の行動計画として採択された「びわこミレニアムフレームワーク（B M F）」に基づき、すべての人のための、障壁のない、かつ権利に基づく社会の実現に向けて取り組みが進められてきました。平成19年には、「B M F」を補完し実施を高めるための追加的行動や戦略を加えた後期5年間の行動指針として「びわこプラスファイブ」が採択されました。

その後、平成24年には、「第3次アジア太平洋障害者の10年」の行動計画である、アジア太平洋障害者の権利を実現するための「仁川（インチョン）戦略」が採択されました。これは「貧困を削減し雇用の機会を高めること」、「物理環境、公共交通、知識・情報・コミュニケーションへのアクセスを高めること」、「障害者の権利に関する条約の批准及び実施を推進し、各国の法制度を権利条約と整合させること」など10項目を目標としたものです。

国際連合を主とする障がい者についての動向

年	動 向	内 容
昭和46年	知的障害者の権利宣言	多くの活動分野においてその能力を発揮し得るよう援助し、かつ可能な限り通常の生活に彼らを受け入れることを促進する。(国連総会採択)
昭和50年	障害者の権利宣言	身体的・精神的障害を防止し、障害者が最大限に多様な活動分野において、その能力を発揮し得るよう援助し、また可能な限り彼らの通常の生活の統合を促進する。(国連総会採択)
昭和56年	国際障害者年	テーマ「完全参加と平等」(国連総会採択)
昭和57年	障害者に関する世界行動計画	障害の予防、障害者のリハビリテーション、障害者の機会均等化(国連総会採択)
昭和58年～平成4年	障害者の10年	各国での積極的な障害者対策の推進の提唱(国連総会採択)
平成5年～平成14年	アジア太平洋障害者の10年	「障害者の10年」の成果を受けた、アジア太平洋地域における障害者対策の強化(国連アジア太平洋経済社会委員会採択)
平成15年～平成24年	第2次アジア太平洋障害者の10年	「びわこミレニアムフレームワーク(BMF)」の実施(国連アジア太平洋経済社会委員会採択)
平成18年	障害者の権利に関する条約の採択	障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するための措置(国連総会採択)
平成25年～令和4年	第3次アジア太平洋障害者の10年	アジア太平洋障害者の権利を実現するための「仁川（インチョン）戦略」の実施(国連アジア太平洋経済社会委員会採択)

第2章 計画の背景

2 国の動き

国では平成5年に改正された障害者基本法*に基づき、目指すべき社会を、障がいのありなしに関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」とした「障害者基本計画」を平成14年に策定し、続いて平成30年には「障害者基本計画（第4次）」を策定しました。

そうした中で、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名以来、批准に向けて法整備を進めてきました。平成23年に障がい者虐待の未然防止や早期発見、適切な支援による障がい者の権利擁護を図る「障害者虐待防止法*」、平成24年に国や地方公共団体が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設などから優先的に購入することにより障がい者の経済的自立を進める「障害者優先調達推進法*」、平成25年に難病患者を支援の対象として加えたうえで、支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」の導入などを内容として定めた「障害者総合支援法*」の制定、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策の策定、推進を定めた「障害者差別解消法*」の制定がされています。

また、引き続き、障害福祉サービス*の「就労定着支援」、「自立生活支援」を新たに創設したことなどを内容とした「障害者総合支援法」の改正、障がい児福祉について「障害児福祉計画」に関する規定の創設などを内容とした「児童福祉法」の改正もされています。

さらに、障がい者の社会参加活動について、平成29年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を好機と捉え、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」を目指す「ユニバーサルデザイン2020行動計画*」の策定、平成30年に障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する「障害者文化芸術推進法*」の制定がされました。

3 県の動き

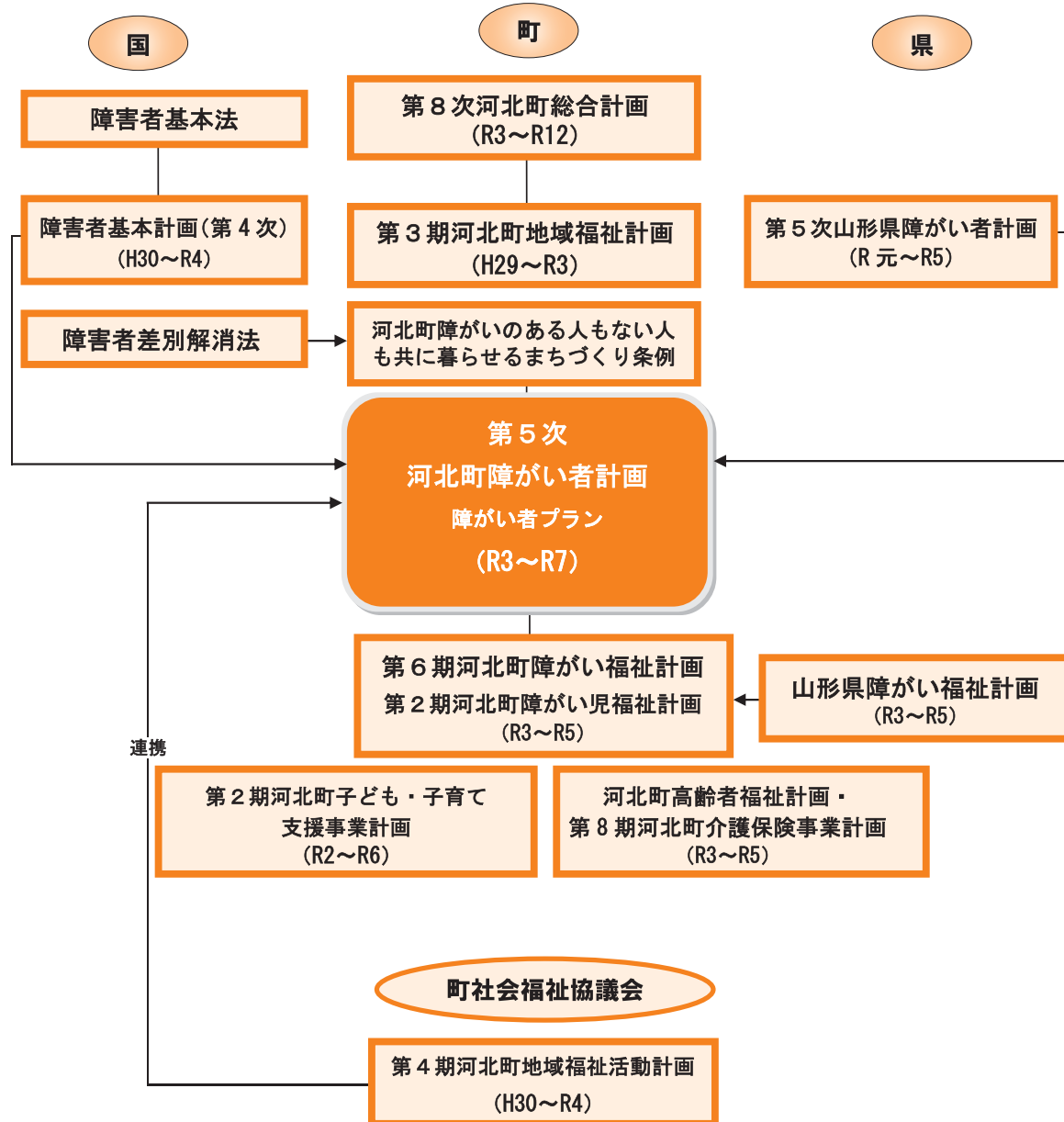
県では、令和元年度から令和5年度までを計画期間とした「第5次山形県障がい者計画」を策定しました。

計画では目標を「障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが生き生きと、自らが望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形の実現」としています。

また、平成28年に障がいのある人ない人にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合う社会の実現を進める「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」が制定され、障がいのありなしによって分け隔てられることのない「共生社会」の実現を目指しています。

第2節 関連計画等

この計画は障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、また、河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例第10条第1項に基づく計画として策定します。



第3節 町の人口・世帯

1 人口

町の人口は、減少傾向にあり、令和2年には、18,063人となっています。

令和2年の年齢別人口構成は、年少人口（0～14歳）が10.7%、生産年齢人口（15～64歳）が52.4%、老年人口（65歳以上）が36.9%となっています。

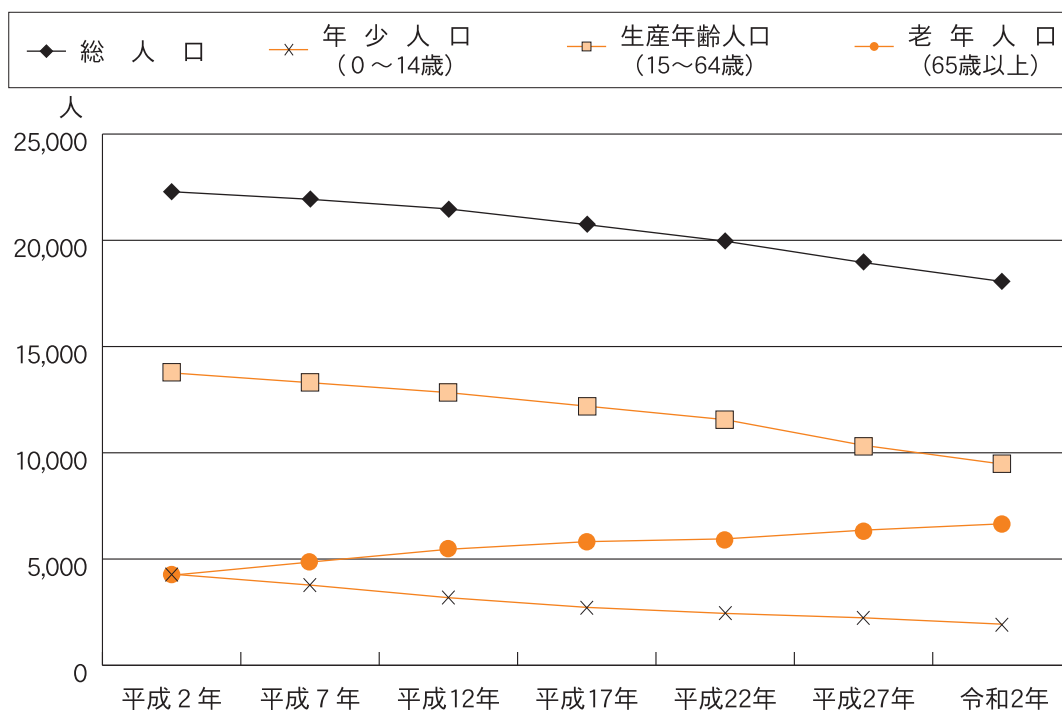
平成2年からの推移をみると、老年人口の大幅な増加がみられ、今後さらに進むことが予想されます。

人口の推移

(単位：人)

年 度	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	22,287	21,930	21,476	20,738	19,959	18,952	18,063
年少人口 (0～14歳)	4,290	3,774	3,181	2,725	2,441	2,234	1,935
生産年齢人口 (15～64歳)	13,761	13,300	12,833	12,195	11,559	10,350	9,471
老年人口 (65歳以上)	4,236	4,856	5,459	5,818	5,949	6,359	6,657

資料：国勢調査（年少人口、生産年齢人口、老年人口以外に、不詳が平成12年度3人、平成22年度10人、平成27年度9人。令和2年は9月30日現在の住民基本台帳による。）



2 世帯数

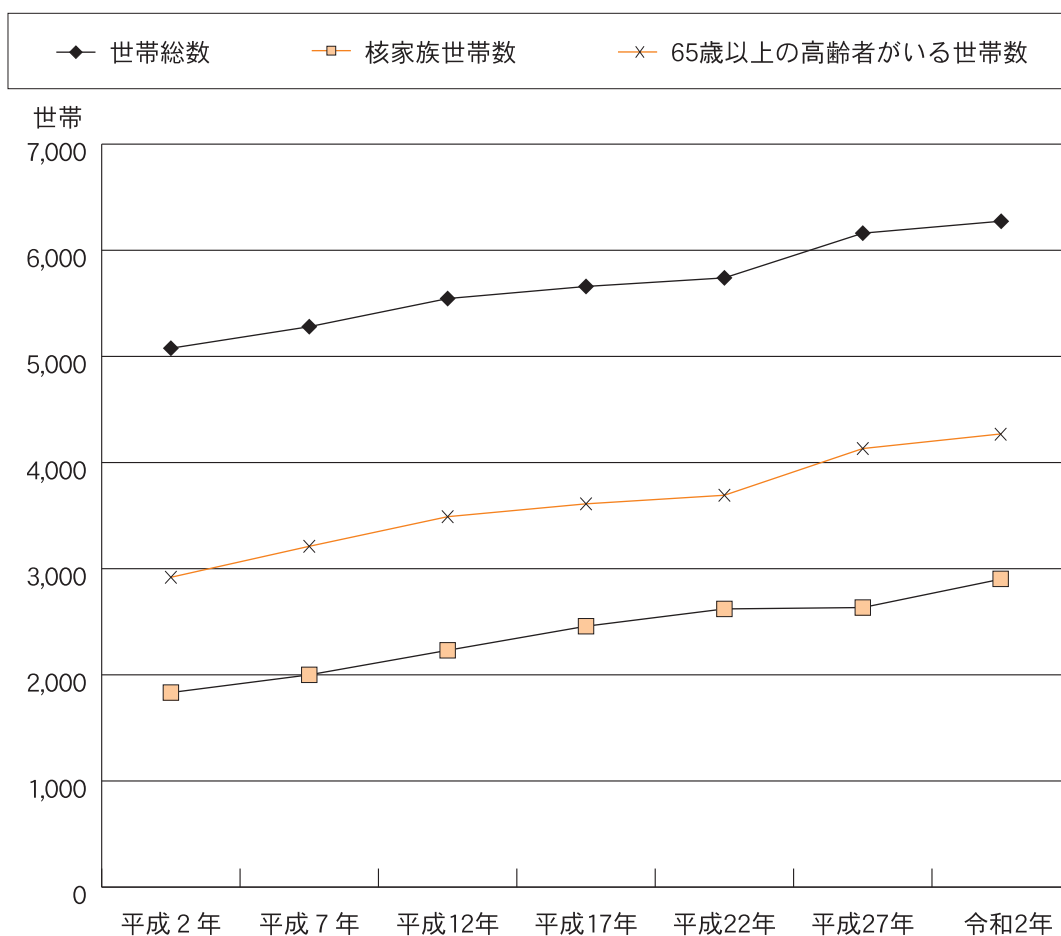
町の世帯数は、増加傾向にあり、平成27年の国勢調査では町の世帯数は6,161世帯、令和2年には6,274世帯となっています。年度毎の世帯総数、核家族世帯数、高齢者がいる世帯数は次のとおりです。

世帯数の推移

(単位：世帯)

年 度	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世 帯 総 数	5,077	5,280	5,545	5,659	5,740	6,161	6,274
核家族世帯数	1,833	2,000	2,231	2,458	2,621	2,634	2,902
65歳以上の 高齢者がいる 世帯数	2,919	3,211	3,490	3,611	3,692	4,132	4,270

資料：国勢調査（令和2年は9月30日現在の住民基本台帳による）

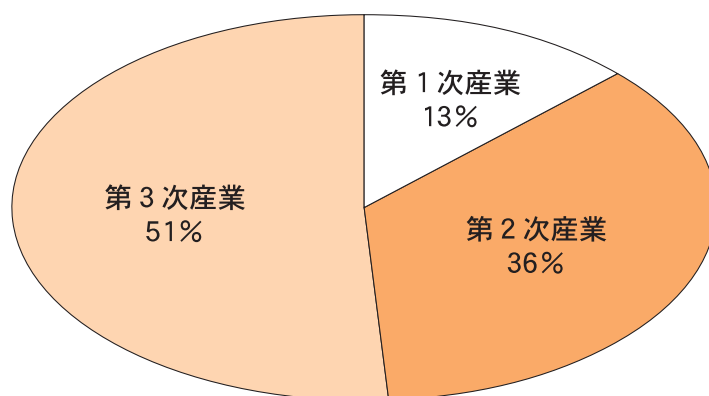


第2章 計画の背景

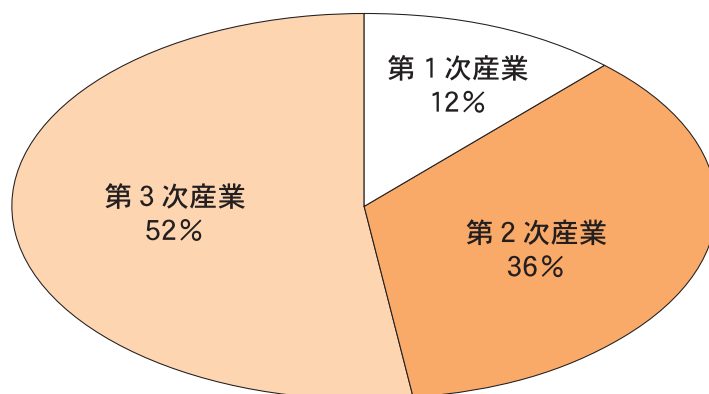
3 産業別就業人口

平成27年の国勢調査によると、町の全就業者数は、9,713人で、平成22年の調査に比べ、全体で241人の減少となっています。これは、生産年齢人口の減少などに起因するものと考えられ、産業別の内訳は、第1次産業1,141人、第2次産業3,433人、第3次産業5,139人となっています。

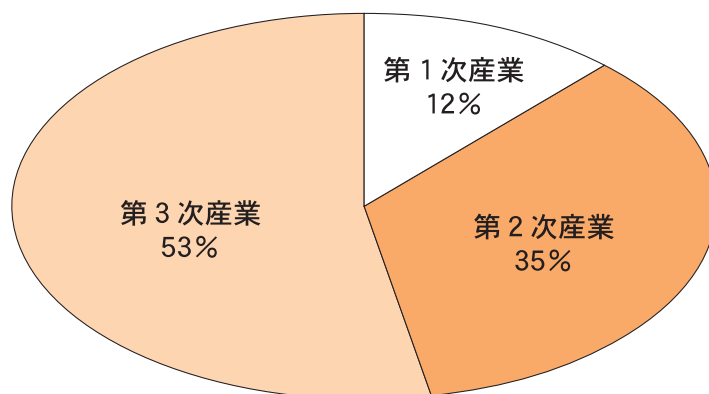
平成17年 就業人口：10,702人



平成22年 就業人口：9,954人



平成27年 就業人口：9,713人



資料：国勢調査

～ 第 3 章 ～

障がい者等の状況

第3章 障がい者等の状況

第1節 障がい者等の状況

1 手帳所持者数

(1) 身体障がい者（身体障害者手帳* 所持者）

ア 身体障がい者数

障がい程度別の身体障がい者数は次のとおりです。

障がい程度別人数 各年3月31日現在（単位：人）

年度 級別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	311 (29.7%)	300 (29.6%)	279 (28.5%)	279 (28.9%)	276 (27.6%)
2級	103 (9.8%)	98 (9.7%)	97 (9.9%)	98 (10.1%)	99 (9.9%)
3級	142 (13.6%)	130 (12.8%)	126 (12.9%)	127 (13.2%)	132 (13.2%)
4級	276 (26.4%)	276 (27.2%)	266 (27.2%)	258 (26.8%)	279 (28.0%)
5級	130 (12.4%)	130 (12.8%)	130 (13.3%)	127 (13.2%)	132 (13.2%)
6級	85 (8.1%)	80 (7.9%)	80 (8.2%)	75 (7.8%)	81 (8.1%)
合計	1,047 (100.0%)	1,014 (100.0%)	978 (100.0%)	964 (100.0%)	999 (100.0%)

資料：健康福祉課

注 障がい程度は1級が一番重い。

注 () 内は割合を示す。

第3章 障がい者等の状況

イ 障がい名別および等級別障がい者数

障がい名別および等級別障がい者数は次のとおりです。

令和2年3月31日現在（単位：人）

障がい名	年齢（歳）	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視 覚	～17							
	18～64	2	1			2	1	6
	65～計	14	15	2	3	3	2	39
聴 覚	～17			1				1
	18～64	3	6		1		2	12
	65～計	1	12	11	51		36	111
平 衡	～17							
	18～64			1		1		2
	65～計			1		1		2
音 声 言 語 そ しゃく	～17							
	18～64			1	1			2
	65～計			3	1			3
上 肢	～17		1		1			2
	18～64	16	8	4	3	4	1	36
	65～計	45	30	14	11	17	7	124
下 肢	～17			6	24	18	11	63
	18～64	4	5	39	117	78	21	264
	65～計	4	5	45	141	96	32	327
体 幹	～17							
	18～64	2	6	2		3		13
	65～計	8	13	13		4		38
脳 病 変 に よ る 上 肢 機 能	～17							
	18～64					1		1
	65～計					1		1
脳 病 変 に よ る 移 動 機 能	～17							
	18～64	2	1	2	1			6
	65～計	2	1	2	2	1		9
肢 体 不 自 由	～17		1		1			2
	18～64	24	15	14	28	26	12	119
	65～計	57	48	66	130	100	28	429
心 臓	～17			1	1			2
	18～64	15		3	5			23
	65～計	98	1	21	24			144
腎 臓	～17							
	18～64	17						17
	65～計	40						40
呼 吸 器	～17							
	18～64	1		6	1			10
	65～計	3		6	1			11
膀 胱 直 腸	～17							
	18～64			1	8			9
	65～計			1	25			26
小 腸	～17							
	18～64							
	65～計	1						1
肝 臓	～17							
	18～64							
	65～計							
内 部 障 がい 計	～17			1	1			2
	18～64	33		4	13			50
	65～計	142	1	28	50			221
合 計	～17		1	2	2			5
	18～64	62	22	20	43	29	15	191
	65～計	214	76	110	234	103	66	803
		276	99	132	279	132	81	999

資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数

※脳病変は、脳神経制御機構の障がいのこと

(2) 知的障がい者（療育手帳*所持者）

知的障がい者（療育手帳所持者）の年齢層別及び程度別の人数は次のとおりです。

療育手帳所持者 各年度3月31日現在（単位：人）

年度・区分 年齢層	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
0～17歳	6	21	6	20	6	21	7	23	9	19
18歳以上	32	66	31	70	31	72	31	68	32	71
計	38	87	37	90	37	93	38	91	41	90

資料：健康福祉課

注) A：重度、B：中軽度

(3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳*所持者）

精神障がい者の等級別の人数は次のとおりです。

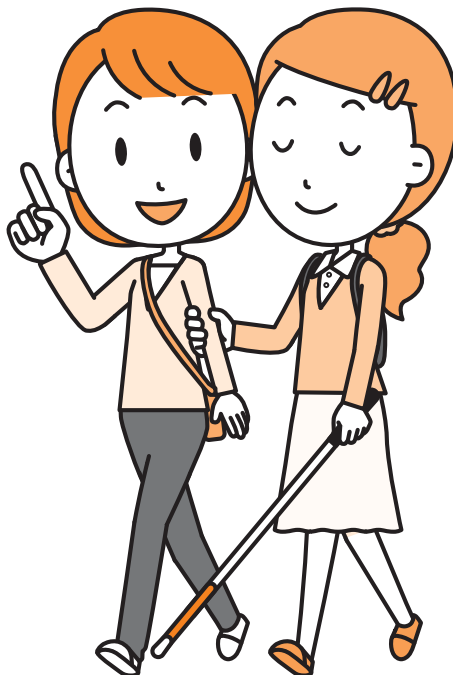
精神障害者保健福祉手帳の等級別障がい者数

各年度3月31日現在（単位：人）

年度 等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	69	68	67	66	62
2級	46	53	62	61	60
3級	22	16	25	29	27
計	137	137	154	156	149

資料：健康福祉課

注) 等級は1級が障がい程度が最も重い。



第3章 障がい者等の状況

2 障がいに関わるサービスの利用状況

(1) 障害福祉サービス支給決定者数

障害福祉サービスの支給決定者数は次のとおりです。

各年度3月31日現在（単位：人）

サービスの種類		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	20	20	17	19	20
	重度訪問介護	1	1	1	1	1
	同行援護	3	3	3	4	4
	行動援護	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	39	36	33	31	29
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	1
	就労移行支援	2	3	2	2	5
	就労継続支援A型	11	15	13	12	14
	就労継続支援B型	31	31	41	42	41
	就労定着支援	0	0	0	0	0
	療養介護	3	4	4	2	2
短期入所(ショートステイ)	19	22	20	20	23	
居住系サービス	自立生活援助	0	0	0	0	0
	共同生活援助(グループホーム)	12	13	11	10	9
	施設入所支援	32	27	25	25	23

資料：障害福祉サービス支給決定者台帳

注 「施設入所支援」の人数（台帳登録者数）と下記の施設入所状況の合計数（実入所者数）は一致しません。

上記の居住系サービスのうち、身体障がい者の施設入所状況は次のとおりです。

各年度3月31日現在（単位：人）

サービスの種類	名称	所在地	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設入所支援	県リハビリセンター	山形市	2	2	2	2	2
	すげさわの丘	山形市	3	3	3	3	3
	いきいきの郷	山形市	1	1	1	1	1
	光生園	舟形町	1	1	0	0	0
合計			7	7	6	6	6

資料：健康福祉課

同じく、知的障がい者・精神障がい者の施設入所状況は次のとおりです。
各年度3月31日現在（単位：人）

サービスの種類	名 称	所在地	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
共同生活援助 (グループホーム)	福祉ホーム 寒河江の庄	寒河江市	1	2	1	1	1
	グループホーム おあしす	天童市	1	1	1	1	1
	こぶし	米沢市	1	1	1	1	1
	希望が丘西置賜 共同生活事業所	長井市	1	1	1	1	1
	希望が丘東置賜 共同生活事業所	川西町	1	1	1	1	1
	みやま荘 共同生活事業所	河北町	7	7	5	4	4
	われら	南陽市	0	0	1	1	0
施設入所支援	希望が丘コロニー しらさぎ寮	川西町	1	1	1	1	2
	希望が丘コロニー ひめゆり寮	川西町	2	2	2	2	2
	希望が丘コロニー まつのみ寮	川西町	3	3	2	2	2
	希望が丘コロニー あさひ寮	川西町	2	2	2	1	1
	希望が丘コロニー こだま寮	川西町	1	1	1	1	1
	山形育成園	上山市	1	0	0	0	0
	新生園	尾花沢市	4	4	3	2	2
	清流園	戸沢村	1	1	1	1	1
	らふらんす大江	大江町	3	3	3	3	3
	栄光園	米沢市	1	1	1	1	1
	愛光園	鶴岡市	1	1	1	1	1
合 計			32	32	28	25	25

資料：健康福祉課

第3章 障がい者等の状況

(2) 地域生活支援事業* の実施状況

地域生活支援事業の実施状況は次のとおりです。

各年度3月31日現在（単位：人、件）

事業名	項目	実施状況				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談支援事業(知的)	利用者数	40	47	48	43	50
	相談件数	295	259	314	329	396
相談支援事業(精神)	利用者数	53	64	60	68	63
	相談件数	1,715	1,586	1,988	811	1,355
基幹相談支援センター事業	利用者数	未設置	未設置	未設置	未設置	16
	相談件数	未設置	未設置	未設置	未設置	348
地域活動支援センター事業	利用登録者数	36	35	31	32	27
日中一時支援事業	利用決定者数	1	1	0	0	0
移動支援事業 (障がい者移動支援)	利用決定者数	1	1	1	2	2
移動支援事業 (特別支援学校移動支援)	利用決定者数	9	10	10	9	10
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣件数	91	83	77	75	101
日常生活用具給付事業	給付件数	246	294	313	311	423
身体障害者自立支援訓練事業	利用者数	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	利用決定者数	未施行	未施行	未施行	未施行	0
自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数	3	0	1	1	1

資料：健康福祉課

(3) 補装具* の支給状況

補装具の支給状況は次のとおりです。

各年度3月31日現在（単位：人）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人数	41	36	29	29	35

資料：健康福祉課

(4) 福祉タクシー券・給油券の利用状況

障がい者に助成するタクシー券と給油券の利用状況は次のとおりです。

福祉タクシー券の利用状況 各年度3月31日現在（単位：人、件）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付人数	290	269	268	258	235
延べ利用件数	3,032	3,081	3,052	2,944	2,688

資料：健康福祉課

給油券の利用状況 各年度3月31日現在（単位：人、件）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付人数	178	180	171	162	166
延べ利用件数	1,939	1,955	1,939	1,820	1,806

資料：健康福祉課

(5) 重度障がい者の介護者激励金支給の状況

在宅の重度障がい者を長期にわたって介護している家族などに対する激励金の支給は、次のとおりです。

各年度3月31日現在（単位：人）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人 数	5	5	6	5	5

資料：健康福祉課

3 障がい者を取り巻く環境

(1) 身体障害者相談員・知的障害者相談員の配置

身体障がい者・知的障がい者の福祉増進を目的とし、福祉と地域に精通している身体障害者相談員4人・知的障害者相談員1人の方を委嘱し、相談活動にあたっています。

(2) 特定疾患（難病*）

難病の患者に対する医療等に関する法律により、現在333の特定疾患が指定難病とされ、医療費などについて保健所がその窓口となっています。

町における対象者は令和2年3月31日現在、112人です。

(3) 発達障がい*

学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がい児・者への支援体制を定めた「発達障害者支援法*」が平成17年4月から施行され、同年10月には県が発達障がい者支援センターを開設し、発達障がいに関する相談支援などを行っています。

(4) 救護施設*

町内には「山形県立みやま荘」が設置されており、入所者は令和2年3月31日現在、72人です。

第3章 障がい者等の状況

4 障がい児の就学等の状況

町内小学校及び中学校の特別支援学級の在籍状況は次のとおりです。そのほか特別支援学校には令和2年5月1日現在、小学部4人、中学部3人のあわせて7人が通学しています。

特別支援学級の在籍状況 各年度5月1日現在（単位：人）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
知的障がい学級在籍者	11	5	16	3	17	3	18	5	16	6
情緒障がい学級在籍者	7	4	5	3	6	3	7	3	6	2
計	18	9	21	6	23	6	25	8	22	8

資料：学校基本調査

5 障がい者の雇用の状況

平成30年4月1日から障がい者の法定雇用率*が改定され、雇用する労働者数が45.5人以上の事業主は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を2.2%以上雇用しなければならないことになりました。

障害者雇用率の年度別推移 各年度6月1日現在（単位：%）

	全国	山形県	寒河江公共職業安定所管内
平成28年度	1.92	1.96	2.01
平成29年度	1.97	2.03	2.09
平成30年度	2.05	2.06	2.09
令和元年度	2.11	2.09	2.09
令和2年度	2.15	2.11	2.38

資料：山形労働局



～ 第4章 ～

基 本 計 画

－ 現状と課題及び基本的施策 －

第4章 基本計画

第1節 啓発・広報の推進

□ 現状と課題

現 状

障害者基本法には、障がいのある人の定義、差別禁止と権利擁護が規定されていますが、障がいのある人に対する偏見や誤解は依然として存在しています。

それは、障がいのある人と直接の関わりがない人々が、障がいのある人について、よく知らないことが一つの原因となっています。

町では、広報活動・各種イベントやボランティア活動などを通し、障がいのある人に対する理解を図るとともに、福祉意識の高揚に努めています。

課 題

「河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例」をはじめ、障がいのある人に関わる法令や条例について幅広い広報活動を一層推進し、ノーマライゼーションの実現を図ることが必要です。

また、障がいのある人に対する福祉制度に関わる情報提供についても引き続き行うことが必要です。

□ 基本的施策

1 啓発・広報の推進

「広報かほく」や町のホームページ、町社会福祉協議会の「社協だより」などを通して町民の理解を図るとともに、福祉欄の充実に努めます。

また、国や県が発行する啓発パンフレット、リーフレットを有効に活用するなど種々の媒体により、障がい者福祉についての情報の提供を適切かつ積極的に図ります。

第4章 基本計画

2 福祉教育の充実

幼児教育・保育から学校教育に至るまで、人権尊重の精神を基本とした福祉教育の推進を図ります。また、町民からの障がいのある人に対する理解を深めるために、当事者団体、町社会福祉協議会やボランティア団体によるイベント開催など継続的な取り組みにより、福祉教育が生涯学習として取り組まれる環境づくりに努めます。

3 相互交流の機会の拡充

障がいのある人や障がいに対する理解を深めるため、各種イベントに障がいのある人もない人も共に参加するような機会の充実に努めます。

また、障がい者施設の催事などへの訪問を通し、交流機会を拡充します。

4 ヘルプマーク*の普及

ヘルプマークの普及により、目に見える障がい、見えない障がいのある人に関わらず、支援を必要としている意思を伝える機会を増やし、「共生社会」の実現に向けて、より多くの援助を促進します。



第2節 教育・保育の充実

□ 現状と課題

現 状

町内の保育施設では障がいのある子どもへの教育・保育を実施し、小・中学校においては、必要に応じて知的障がい・情緒障がい・肢体不自由学級を設けるなど、障がいのある児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導と支援を行う特別支援教育に取り組んでいます。

特別支援学校については、西村山管内に設置されており（小学部：寒河江市、中学部：大江町）、適切な教育がなされるよう配慮しています。

課 題

障がいのある子どもに対する保育施設への受け入れ体制、小・中学校の特別支援学級に対する人的配慮や施設整備など、支援体制の充実が求められています。

また、障がいのある人がスポーツ、文化活動といった生涯学習に取り組みやすい環境づくりについて、さらに進めていく必要があります。

□ 基本的施策

1 幼児教育の充実

障がいのある子どもの教育・保育を適切に実施するため、指導の充実に努めます。

また、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などが受けられるよう支援します。

2 特別支援教育の充実

障がいの状態や発達段階に応じた適切な特別支援教育や教育相談の充実など、発達障がい（学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど）を含めた支援が必要な子どもへの支援体制の整備に努めます。

また、学校終了後や休業日においても、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などが受けられるよう支援します。

3 生涯学習の充実

障がいのある人が気軽に参加できるように、町で実施するスポーツ・文化などの生涯学習活動について内容を工夫し、障がいのある人もない人もよりよい交流ができるように努めます。

第3節 雇用・就労の充実

□ 現状と課題

現 状

雇用の情勢は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症流行のため後退しており、障がいのある人を取り巻く雇用環境も厳しい状況です。

障がいのある人の雇用、就労対策は、公共職業安定所（ハローワーク）をはじめとする労働関係機関を中心として対応していますが、県内の民間企業における障害者雇用促進法*による障がいのある人の雇用率は全国平均を下回っています。しかし、法定雇用率の達成企業の割合は前回の計画策定時（平成28年度）の53.4%から、令和2年度は53.6%に上昇しております。

また、町には「山形県立みやま荘」が設置されていることから、利用者の社会復帰を支援するため、障がいのある人を雇用している事業所により、「みやま荘協力会」が組織されています。

課 題

障がいのある人の雇用については、令和3年3月から一般企業などが雇用する法定雇用率が2.3%に引き上げられるものの、職域の拡大、能力の開発、雇用先の確保と理解、工賃の確保が課題となっています。また、障がいの状況によっては一般企業への就労が難しいことから、就労の場の拡充や支援体制が課題となっています。

□ 基本的施策

1 雇用の拡充と安定

ハローワークなどの各雇用関係機関と連携し、事業主に対し障がいのある人への理解と雇用拡大に関する啓発に努めるとともに、障がいのある人の雇用に関わる各種助成制度などについても啓発・広報に努めます。

また、「協力会」の充実を図ることにより、障がいのある人が住み慣れた身近な地域で就労できる場の確保に努めます。

2 福祉的就労* の促進

障がいのある人が、住み慣れた地域で就労移行支援、就労継続支援などの福祉的就労ができるよう場の確保に努めます。

また、グループホームや地域活動支援センターへの支援を続けていくとともに、障がいのある人の能力の開発、適性及び雇用ニーズに応じた職業訓練などの充実に努めます。

3 障がい者就労施設への支援

障がいのある人の経済的な自立を促すため、「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設へ優先的、積極的に物品や業務の発注を図ります。

4 学卒者就労への支援

特別支援学校などに通う生徒が、卒業後に社会的自立ができるよう、学校、相談支援事業所などとの連携を図り、就労先の確保に努めます。

5 農福連携* の推進

県農福連携推進センターとの連携のもと、農業に取り組める障がいのある人、障がい者就労施設などを増やし、障がいのある人の就労拡大と農業分野の労働力確保に努めます。



第4節 保健・医療の充実

□ 現状と課題

現 状

身体に障がいのある人は65歳以上の占める割合が多く、原因としては、これまで主だった「脳血管疾患」や「心臓疾患」に加え、加齢や生活習慣による「骨・関節疾患」や「生活習慣病」などが見られます。一方、知的障がいのある人は先天性疾患が多く、身体の障がいと重複しているケースが多くなっており、町では、障害者総合支援法による自立支援医療*の利用促進を図っています。

また、すこやかな子どもを産み育てていくために、乳幼児の健康診査や健康相談など幅広い母子保健事業を進めると同時に、各種保健事業、健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見・早期治療に努めています。

さらに「健康づくりいきいきサロン事業」や「健康マイレージ事業*」などの取り組みにより、健康づくりの推進に努めています。

課 題

妊娠、出産、育児期における各種健康診査を通じ、障がいの早期発見に努める必要があります。

障がいの原因となりえる疾病を予防するためにも、若い時からの健康づくりや生活習慣病の予防に取り組み、健康的な寿命の延伸を図ることが課題となっています。

□ 基本的施策

1 健康づくりの推進・疾病の予防

障がいの原因に「後天的な疾病」が多いことから、その予防として「第2次健康かほく21行動計画」に基づく健康づくり事業を展開し、年齢に応じた健診などの保健サービスの提供に努めます。また、よりよい食生活習慣の普及のため、食生活改善推進員と連携を図ります。

2 障がいの早期発見・早期療育体制の確立

障がいや発育の遅れが疑われる乳幼児を早期に発見し、より効果的な療育対策につながるよう、妊婦健診、乳幼児健診の充実を図ります。また、児童相談所、こども医療療育センター、児童発達支援センターなどとの連携を密にし、育児上の不安や悩みの相談が気軽にできる体制づくりを進めます。

3 医療・機能回復訓練の支援の充実

障がいの実態にあった適切な治療やリハビリテーションなどが受けられるよう、医療・機能回復訓練の支援の充実に努めます。

4 医療的ケア児* への援助

医療的ケア児について、退院後、長期にわたる医療行為を要する場合、継続的な援助に努めます。



第5節 福祉サービスの充実

□ 現状と課題

現 状

身体障害者福祉法に基づき、身体に障がいのある人の福祉増進を図るため委嘱を受けた4人と、知的障害者福祉法に基づき、知的障がいのある人の福祉増進を図るため委嘱を受けた1人が身近な相談員として活動しています。

また、町社会福祉協議会では心配ごと・困りごと・人権・法律・行政などの相談を行っています。

障害者総合支援法のもとでは、障がいのある人本人の選択に基づく契約制度により、訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービスなどの障害福祉サービスが受けられ、児童福祉法のもとでは、障がいのある子どもについて、児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障害児通所支援* が受けられます。

また、重度の障がいのある人について、介護者激励金や紙おむつなどを支給しています。

課 題

各種相談機関との連携による、総合的な相談体制の充実が求められています。

また、利用者ニーズに応じた、より一層のサービスの質・量に関する基盤整備の充実が課題となっています。

□ 基本的施策

1 総合相談体制の整備

身体・知的障害者相談員の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員や相談支援事業所などを含めた各種相談機関の連携を密にし、ライフサイクルを通じて一貫した相談体制づくりに努めます。

さらに、障がいのある人の意向を最大限に尊重しながら、一人一人の生活に必要なサービスを総合的に提供するための障害者ケアマネジメント* 体制の推進に努めます。

2 訪問系サービスの充実

障がいのある人や難病患者が自宅や地域で安心して生活できるよう、引き続き訪問系サービスの充実を推進します。また、ヘルパーの確保や研修への参加を促進し、多様な障がいに対応できるよう、関係機関の連携などによるサービス提供体制の整備を図ります。

3 日中活動系サービスの充実

障がいのある人がその個性やニーズに応じたサービスをできるだけ身近な地域で利用できるよう、日中活動系サービスの充実を推進します。

特に障がいのある人の地域生活への移行や一般就労への移行を支援するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業を中心に、サービス提供体制の充実を促進します。

4 居住系サービスの充実

障がいのある人が身近な地域で自立した生活ができるよう、共同生活援助（グループホーム）について、サービス提供体制の整備に努めます。また、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、既存施設を中心に必要な施設の確保に努めます。

5 地域生活支援事業の充実

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思疎通支援事業や地域活動支援センター事業などの地域生活支援事業の充実を推進します。また、障がいのある人のニーズを把握し、特別支援学校に通う児童・生徒の通学を支援するなど、地域の実情に応じた柔軟な事業の展開を図ります。

6 権利擁護の推進

障害福祉サービスの提供の仕組みが原則として契約制度になっていることから、利用者のサービスへの選択能力が求められています。そのため、知的障がいのある人などに対して、自身の財産について適切に管理できるよう、福祉サービス利用援助事業* や成年後見制度* の普及・啓発に努めるとともに利用を支援します。

第4章 基本計画

7 経済的支援の充実

在宅する重度の障がいのある人を長期にわたって介護している家族などに対し、引き続き激励金や紙おむつなどを支給するとともに、福祉タクシー券・給油券の交付などの独自の支援のほか、年金や諸手当、資金貸付け制度の充実や医療費など経済的負担の軽減策について国などへの要望に努めます。

また、高齢となった障がいのある人のために、障害福祉と介護保険の制度について、それぞれの利点を選択しながら、経済的負担の軽減を支援します。

8 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どももいない子どもも、共にすこやかに成長していけるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスなど必要な支援を推進します。

9 障がいのある人に関わる専門職の育成

重度の障がいのある人の介護・生活指導、機能訓練などにあたっては、専門的な知識や技術が求められることから、各種専門職の育成に努めます。



第6節 生活環境の整備

□ 現状と課題

現 状

町では福祉のまちづくりを積極的に進め、日常生活用具の給付をはじめ、日常生活での各種障がい者援護事業を実施しています。

障がいのある人の交通・移動手段については、福祉タクシー券・給油券の交付や車いす移送車の貸し出しのほか、自動車改造費の助成、町営路線バスの運行、障がいのある人の運賃の減免を行っています。

また、福祉有償運送* 事業の円滑な推進を図るため、西村山地域福祉有償運送運営協議会を設置し、障がいのある人の移動手段を支援しています。

課 題

「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」では、障がいのある人が公共施設や医療機関でのサービスを受けたり、大規模店舗への買い物などが円滑にできるように、道路や施設内のバリアフリー化を図っていますが、その進捗は緩やかであり、今後の促進が課題となっています。また、障害福祉サービス施設の利用や通院などへの移動手段の多様化に伴う対応が求められています。

□ 基本的施策

1 各種福祉用具の利用の促進

補装具や日常生活用具* を活用することで、障がいによる身体への負担を軽減し、自立や社会参加につなげるために、用具の給付や費用の助成を行い、障がいのある人の日常生活を支援します。

第4章 基本計画

2 住みよい福祉のまちづくりの推進

「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」や「バリアフリー新法*」の趣旨に則り、公共施設や医療機関、大規模店舗などにおいて、障がいのある人に配慮したやさしい施設づくりに努めます。

また、道路と歩道の段差解消や視覚障がい者用誘導ブロックの適正な設置などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン* に配慮したまちづくりを推進します。

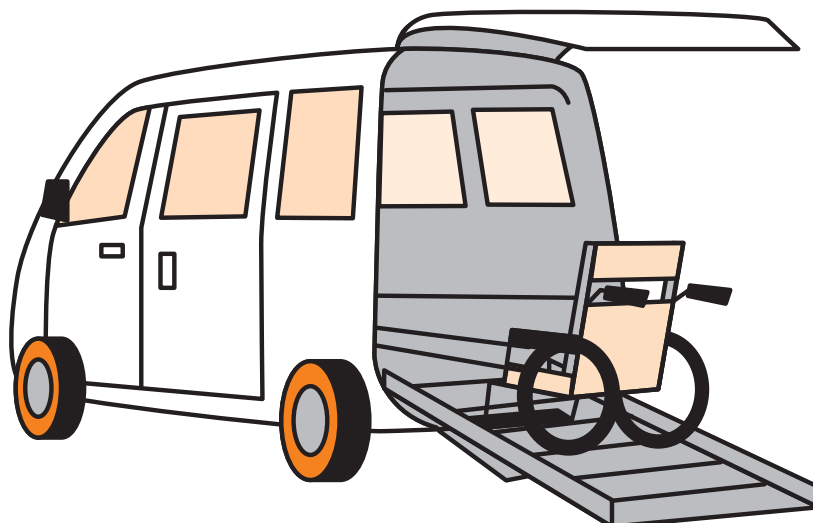
身体障がい者等用駐車施設* の適切な利用を促進するため、利用証の周知と普及を図ります。

3 暮らしやすい住宅の整備

障がいのある人が生活しやすい居住空間を整備するために、手すり、スロープなど住宅改修への助成制度の充実とその周知を図るとともに、バリアフリー住宅の普及を進めます。

4 交通・移動手段の支援

障がいのある人自身をはじめ、家族の介護などでの移動手段が多様化していることを踏まえ、福祉タクシー券や福祉給油券の発行、町営路線バスの運賃減免、自動車改造費・自動車運転免許取得費への助成、自動車税の減免など、移動手段について積極的に支援します。



第7節 社会参加の支援

□ 現状と課題

現 状

町には、障がいのある人で組織する「河北町身体障害者福祉協会」、「河北町心身障害児者協会（通称：たんぽぽ会）」、「河北町手をつなぐ育成会」などがあり、さらにボランティア団体として、福祉施設への支援を目的とした「のぞみの会」、健全な消費生活の啓発を目的とした「SKITかほく」などがあります。

町では、障がいのある人が地域で自立し社会参加をしていくうえで必要な意思の疎通や、情報の取得における様々な課題に対応するため、町社会福祉協議会に手話通訳や要約筆記奉仕員* の派遣、手話奉仕員* 養成事業を委託し支援しています。また、障害福祉サービス事業所に委託し、介助が必要な障がいのある人の外出を支援しています。

課 題

障がいのある人を援助する人員、団体数ともに伸び悩んでおり、NPO法人やボランティアなど公的機関以外の組織について、育成が求められています。

また、障がいのある人が、スポーツ、文化活動や地域の行事に参加することは生活の質を高め、自己実現をするために重要であり、ノーマライゼーションの普及に向けて、さらなる環境整備が必要です。

□ 基本的施策

1 障がい者団体等への支援

障がいのある人やその家族、保護者、ボランティアにより組織されている団体と情報・意見交換を行い、政策や制度の拡充など社会参加の要望の把握に努めます。

2 コミュニケーションや情報の取得に対する支援

情報の多様化が進む社会の中で、視覚・聴覚に障がいのある人などが必要な情報を得られるよう、聴覚障がい者用情報受信装置* の普及や声の広報などの充実に努めます。また、手話通訳や要約筆記に関わる人材の育成など、コミュニケーション手段の確保を図ります。

第4章 基本計画

3 スポーツ、文化活動等の振興

スポーツ活動や文化活動は、障がいのある人の生活のうるおいや、やりがい、社会参加の促進だけでなく、身体の機能訓練にも必要なものであり、「東京2020パラリンピック競技大会聖火フェスティバル」をはじめとした活動機会の提供に努めます。

4 社会参加機会の拡充

障がいのある人に、これまでの支援活動を活かしながら、新たな活動機会を提供するとともに、障がいのある人にとって社会参加ができる機会の増加に努めます。



第8節 安全・安心体制の確立

□ 現状と課題

現 状

町では、町社会福祉協議会への委託事業として、身体障害者手帳の程度が1級・2級の人へのひとり暮らし世帯に対して、緊急通報システム*を設けて非常の場合に備えています。

また、災害時に備え、河北町避難行動要支援者避難支援プランに基づく支援体制を整え、地域での防災力の強化を図っているほか、河北町総合防災訓練も行っています。

課 題

令和2年7月の豪雨災害を受け、障がいのある人がいる世帯への声かけ運動や自主防災組織の活動について、さらなる充実が求められています。

そのため、大規模災害時には河北町避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地域での支援のため個別計画について、必要に応じて、更新していかなければなりません。

□ 基本的施策

1 安全・安心体制の整備・充実

障がいのある人が、障がいのために、被害者となることがないように、あらゆる面での安全対策に努めます。また、防犯に関する情報提供に努め、地域における防犯活動の充実を図ります。

さらに、聴覚・言語機能に障がいのある人のために、西村山広域消防が令和2年10月から導入した「Net119緊急通報システム*」の利用を促進します。

2 地域での防災体制づくりの推進

障がいのある人が同居する世帯への声かけ運動を自主防災組織・区長を中心とした地域ぐるみで展開し、火災や地震などの災害時における救助・避難体制づくりを推進します。また、民生委員・児童委員などの支援も得て河北町避難行動要支援者避難支援プランに基づく個別計画により、地域での救援体制を推進します。

安否確認については、新聞配達員など、常時町内を周回できる民間との協力体制の充実を図ります。また、避難場所における障がいのある人の行動が円滑になるよう、「河北町地域防災計画」により、手話通訳、要約筆記など障がいのある人に関わる専門ボランティアの育成に努めます。

第9節 広域的に推進すべき施策

1 障害福祉サービスの提供体制

□ 現状と課題

現 状

町では、西村山管内を軸に、広域的なサービス調整を行っております。

障害者総合支援法のもとでは、障がいのある人本人の選択により、訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービスが受けられ、児童福祉法のもとでは、障がいのある子どもについて、保護者の申請により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）が受けられます。

管内における事業所の設置状況について、訪問系サービス事業所は、居宅介護事業所が9か所、重度訪問介護事業所が6か所のあわせて15か所となりました。日中活動系サービス事業所は、短期入所事業所が、令和3年3月に新設された「地域生活支援拠点*」に整備されたものを加え4か所となり、就労継続支援事業所が、令和2年7月に事業を開始した「ピース第Ⅲ河北」を加え14か所が設置され、特に障がいのある人のための就労の場が増えております。また、重度の障がいのある人がより充実した生活を送れるようになるため、常時介護を要する人の生活介護事業所「ぴあはうす」が令和2年4月、寒河江市に設置されました。

居住系サービス事業所は、共同生活援助（グループホーム）を実施する施設が町内に5か所設置されているものの、施設入所支援を実施する施設は、管内では、大江町の「らふらんす大江」1か所のみであり、不足が生じた場合には、村山総合支庁保健福祉環境部地域健康福祉課で、適宜入所調整を行っております。地域での自立を推進するという視点から、引き続きグループホームの利用など、地域社会への移行を進めており、これらのサービスを支援する機関、あるいは重度の障がいのある人などの受け皿として、入所施設は重要な拠点として位置付けております。

さらに、障がいのある人に創作活動又は生産活動の機会の提供などを行う地域活動支援センターとして、町内に「ういんず」が設置されており、多くの方が利用しています。

障がいのある子どもへのサービスについては、児童発達支援と放課後等デイサービス事業所が管内に7か所あり、それぞれの事業所の特徴を生かしながら、利用する子どもが増えてきました。

これらを踏まえ、障害福祉サービスについて広域的なサービス充実のため、「西村山地域自立支援協議会*」が設置され、障がい福祉の関係者が、地域における障がいのある人に対する支援体制について協議を行っております。

課 題

障がいのある人が、住み慣れた地域で障害福祉サービスが受けられるよう、より一層のサービスの量・質に関する基盤整備の充実が求められています。

また、入所施設については、重度の障がいのある人のために施設の確保や設備の充実が課題となっています。さらに、地域生活に移行した人への支援機能の充実が求められています。

■ 基本的施策**(1) 地域生活の支援**

障がいのある人が、必要なときに必要なサービスを受けられるよう、体制の整備に努めます。特に、居宅介護、生活介護、短期入所については、西村山地域として指定事業者の拡充や、地域のニーズを踏まえた基盤整備の支援に努めます。また、就労継続支援事業などの日中活動系サービスについては、その個性やニーズに応じたサービスをできるだけ身近な地域で利用できるように調整します。

(2) 入所施設におけるサービスの充実

施設においては、可能な限り相談支援や日中活動系サービスなどの機能を付設し、地域生活に移行した人に対して、専門的な相談支援や短期入所などの支援ができるよう、サービスの充実に努めます。

(3) 自立支援協議会の機能の充実

西村山地域自立支援協議会では、地域内の情報共有・地域課題の把握、地域資源の開発、相談支援事業の調整、困難事例への対応などについて協議しています。全体会議を開催するほか、必要に応じ専門部会を設けるなど、機能の充実、発揮を図ります。

2 精神保健福祉施策

□ 現状と課題

現 状

精神保健福祉の分野において、小児期の情緒や精神発達上の問題を始め、アルコールや薬物への依存、社会生活におけるストレスの増大などにより、うつ病や自死といった、精神保健施策に関わる事例は引き続き増加しています。

町では、地域で生活する精神障がいのある人の社会参加や自立生活を総合的に支援する「サポートセンターういんず」が設置されており、相談支援事業・地域活動支援センター事業・就労継続支援事業・共同生活援助事業により、地域での生活を支援しています。

また、「山形県立みやま荘」も精神障がいのある人の地域生活移行を支援しています。

課 題

保健所や町における相談は毎年多数寄せられており、その相談内容は多岐にわたり、求められるニーズは多様化しています。

すべての相談に対応するためには他の医療機関や関係機関と連携を取りながら総合的かつ専門的に進めていく必要があります。

また、誰でも気軽に精神保健福祉に関する相談ができ、障がいのある人やその家族が一人で悩みを抱え孤立することがないように仲間づくりや居場所づくりができるよう、諸支援の利用促進が求められています。

□ 基本的施策

(1) 関係機関の連携の充実

保健所、県精神保健福祉センターや医療機関と連携し、ネットワークの充実に努めます。また、町においては「こころの健康相談」による支援やサポートセンターういんず、地域・職場などにおけるメンタルヘルス*の取り組みの充実に努めます。

卷 末 資 料

1 河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、障がいを理由とする差別の解消についての基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにし、全ての町民が障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らせる社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 合理的配慮 障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じた社会的障壁を取り除くために必要な配慮をいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過度に重くなるものを除く。
- (4) 事業者 町内において商業その他の事業を行う者（町を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 町は、障がいを理由とする差別の解消について、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 全ての町民は、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されること。
- (2) 全ての障がい者は、社会を構成する一員として社会参加の機会が確保されること。
- (3) 町、町民及び事業者は、社会的障壁を取り除くため、連携又は協力して合理的配慮に取り組み、共生社会の実現を目指すこと。

資 料

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、共生社会の実現に向け、障がい理由とする差別の解消に必要な施策を推進しなければならない。

(町民及び事業者の役割)

第5条 町民及び事業者は、基本理念に基づき、障がい及び障がい者への理解を深めるとともに、町が実施する障がい理由とする差別の解消に必要な施策の推進に協力するよう努めなければならない。

(町における障がい理由とする差別の禁止)

第6条 町は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい理由として、不当な差別的取扱をしてはならない。

2 町は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があったときは、合理的配慮をしなければならない。

(事業者における障がい理由とする差別の禁止)

第7条 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい理由として不当な差別的取扱をしてはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があったときは、合理的配慮に努めなければならない。

(差別の解消に向けた基本的施策)

第8条 町は、第4条の責務を果たすため、次に掲げる基本的施策を講ずるものとする。

- (1) 障がい及び障がい者に対する町民及び事業者の関心と理解を深めるための啓発活動及び知識の普及
- (2) 障がい者が、社会において町民及び事業者と共生し、健康で安心して生活できるための支援
- (3) 障がい者の意思の疎通及び情報の取得又は利用のための支援
- (4) 障がい者が、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーション等社会参加活動を円滑に行うための支援
- (5) 障がい者が、その能力に適合する職業に従事することができるよう、関係機関と連携した多様な就労機会確保のための支援

(差別に関する相談)

第9条 町は、障がい者及びその家族等関係者から障がいを理由とする差別についての相談（以下「相談」という。）があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 相談された事案について事実の確認及び調査
- (2) 相談に係る関係者に対する必要な助言及び情報の提供
- (3) 相談に係る関係者間の調整
- (4) 相談に係る関係機関への紹介及び連絡

(計画の策定)

第10条 町長は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本的な計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 町長は、計画を定め、又は変更しようとするときは、次条による協議の場において意見を聴くものとする。

(協議の場の設置)

第11条 町は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を効果的かつ円滑に行うため、障がい者関係団体、福祉関係団体、就労支援機関、教育機関その他関係者による協議の場を設けるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 用語の解説（50音順）

《あ行》

医療的ケア児

新生児集中治療管理室（NICU）を利用するなどの長期入院後に、引き続きその家族や看護師が日常的に行なう医療行為を要する子どものこと。医療的ケアは経管による栄養の注入やたんの吸引などが挙げられる。

《か行》

救護施設

生活保護法により、身体上又は精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

緊急通報システム

身体障がい者程度1級・2級の人などのひとり暮らし世帯居宅内において、突発的な事故や急病など緊急を要する場合に通報することで、警備員を急行させるシステム。

町社会福祉協議会への申し込みにより利用できる。

健康マイレージ事業

町民の主体的な健康づくりを通して、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を図ることを目的とした事業。健康診断への受診や町の健康づくり事業への参加、自ら健康づくりの目標を立てての取り組みにより「健康マイレージポイントカード」にポイントが付与される。そのうえで、一定のポイントに達したとき、町からの記念品や県内の協賛店で特典（サービス）を受けられる「やまがた健康づくり応援カード」が交付される。

合理的配慮

障がいのある人にとって、生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などについて、社会通念を超えない範囲で、性別、年齢及び障がいの状態に応じて、取り除くために必要な配慮

《さ行》

手話奉仕員

市町村が行う養成講座を終了し、手話奉仕員として登録した者

障害児通所支援（事業）

（巻末資料 3 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく福祉サービスの概要(3)を参照）

障害者基本法 ※第1条（目的）より

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

障害者虐待防止法

（障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害者の虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益擁護を図ることを目的とする。虐待や虐待の類型を定義し、国・市町村、施設設置者、事業主の責務について定めている。

障害者ケアマネジメント

障がい者の地域における生活を支援するために、福祉、医療、教育、就労など幅広いニーズと、地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保する援助方法

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とする。事業主に対する障害者の雇用の義務付けや、ハローワーク等就労支援関係機関における障害者の職業生活での自立支援などを定めている。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする。障害を理由とする不当な差別の禁止、障害者への合理的配慮などが求められる。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことを目的とする。障害福祉サービス、地域生活支援事業などの支援を総合的に行い、障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域社会を実現すること、障害の特性に応じて、必要とされる支援の度合いを示す障害支援区分の考え、支援の対象に難病患者を含めることなどを定めている。

資 料

障害者の権利に関する条約

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するための措置を規定している国際条約。障がいに基づくあらゆる差別の禁止、障害者の社会参加の促進のため、教育、保健、労働、社会保障、余暇活動など様々な分野での取組みが締約国に求められる。

障害者文化芸術推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）

障害の有無に関わらず、文化芸術活動を通じ、個性と能力の発揮及び社会参加を促進することが目的である。国や地方公共団体等による鑑賞、創造、発表等障害者の文化芸術活動の推進などが求められる。

障害者優先調達推進法

（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障害者就労施設等が供給する物品等の需要の増進を図り、障害者施設等で就労する障害者等の自立を促進することを目的とする。国や地方公共団体等は施設等からの受注（調達）の機会の増大について方針を策定し、その実績を公表することが求められる。

障害福祉サービス

（巻末資料 3 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく福祉サービスの概要(1)を参照）

自立支援医療

（巻末資料 4 障がい者援護の概要(4)、(5)を参照）

自立支援協議会

障害者総合支援法により、障がいのある人の福祉、医療、教育、雇用に関する機関、団体やその従事者が、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実態に応じた支援体制の協議や整備を目的として設置される機関。地方公共団体の単独、あるいは共同で設置することができる。河北町は西村山管内全市町との共同により設置している。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある者に対して、都道府県知事等が交付する。同法に掲げる障がいの種類と程度により、重度の側から1級から6級までの等級が定められている。

身体障がい者等用駐車施設（利用証）

（巻末資料 4 障がい者援護の概要(14)を参照）

身体障がい者等用駐車施設（利用証）

（巻末資料 4 障がい者援護の概要(14)を参照）

精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法により、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から判断し、1 級から 3 級までの等級が定められている。

成年後見制度

財産の管理や、手続き・契約を「成年後見人」などが支援する制度。障がいや認知症などにより、日常生活に必要な判断能力が充分でない人のための法定後見制度と将来に向けて自身であらかじめ後見人を決定しておく任意後見制度がある。

《た行》

地域生活支援拠点

厚生労働省が策定した障害福祉計画において、第 4 期計画（平成 27 年度～平成 29 年度）以降の基本方針において示されているもので、障害者の重度化・高齢化や親を亡くした障害者のいわゆる、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制

地域生活支援事業

（巻末資料 3 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく福祉サービスの概要(2)を参照）

聴覚障がい者用情報受信装置

テレビの地上波放送について、聴覚に障がいのある人向けに、リアルタイム字幕や手話通訳を通信衛星（CS）放送や IPTV（インターネットによるテレビ放送の配信サービス）により受信する装置。これにより、字幕・通訳を画面に合成したうえで、テレビ番組を見ることができる。

超高齢社会

世界保健機関（WHO）の定義によるもので、65 歳以上の人口の割合が、全人口の 21% を占める社会のこと

資 料

《な行》

難病

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）により、定められる特定の疾患。

医療費等が助成され、令和元年7月1日現在、333の疾患が指定難病とされている。（ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、パーキンソン病など）

また、障害者総合支援法においても、支援の対象とされている。

日常生活用具

（巻末資料 4 障がい者援護の概要(7)を参照）

Net119 緊急通報システム

居宅内・外出を問わず、火事、突発的な事故や急病など救急、救助を要する場合に、携帯電話を使ってのインターネット通信により、通報することで、最寄りの消防署から消防職員を急行させるシステム

農福連携

労働力不足・担い手不足等の課題を抱える農業分野と、障がいのある人の就労機会の拡大、自立促進などの課題を抱える福祉分野が連携し、障がいのある人が農業分野で働くことにより、双方の課題の解決を図る取組

ノーマライゼーション

障がいのあるなしに関わらず、地域において、ごく普通の生活をしていけるような社会をつくっていかうという考え方

《は行》

発達障がい

脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいであり、次のようなものが知られている。

・広汎性発達障がい

自閉症（言葉の発達の遅れ、コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障がい、パターン化した行動・こだわり）やアスペルガー症候群（自閉症に含まれる1つのタイプで、幼児期に言葉の発達の遅れがないもの）などの障がい

・学習障がい（LD）

聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す障がい

・注意欠陥多動性障がい（ADHD）

集中できない（不注意）、じっとしてられない（多動・多弁）、考えるよりも先に動く（衝動的な行動）などの特徴がある障がい

発達障害者支援法

発達障害の早期発見・早期支援、適切な教育的支援体制の整備、適切な就労の機会の確保、地域での生活支援等、乳幼児期から成人期までの一貫した支援の促進を内容とする。

バリアフリー・バリアフリー新法

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

バリアフリーとは、もともと住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁となるものを除去するという意味で用いられていたが、広義的には社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的など、すべての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー新法とは、高齢者、障害者の自立した日常生活を確保するために、旅客施設(駅など)、車両、駐車場、都市公園、建築物に対し、バリアフリー化を求めることなどが定められている。

避難行動要支援者

災害対策基本法により、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため、特に支援を要する者

福祉サービス利用援助事業

高齢者、知的障がい者、精神障がい者などに対し、福祉サービスの利用、手続きの支援、日常生活上の金銭管理や書類等の預かりを行うことで、地域で安心して生活が送れるように援助する事業。町社会福祉協議会への申し込み、契約により利用できる。

福祉的就労

障がいなどにより一般就労が難しい場合に、障がいを配慮してもらいながら働く場を提供するもの。就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどがある。

福祉有償運送

要介護者、身体障がい者などに対し、NPO(特定非営利活動法人)、公益法人、社会福祉法人などが、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して会員に対し行う個別輸送サービスのこと

ヘルプマーク

外見で分かる障がい、分からない障がいに関わらず、援助や配慮を必要としている人が、周囲の人からの援助や配慮を得られるよう、知らせるために所持するものである。県内では、県の各総合支庁や市役所、町村役場を中心に、平成30年から普及活動を始めている。

資 料

法定雇用率

障害者の雇用義務に基づく雇用の促進等、障害者の職業の安定を目的とする障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）により、事業主が全従業員に対し障害者を雇用する割合（障害者雇用率）について、義務付けしたものの。

これを満たす事業主は、雇用に対する各種助成金、ハローワークなど就労支援関係機関による支援が受けられる。

補装具

（巻末資料 4 障がい者援護の概要(6)を参照）

《ま行》

メンタルヘルス

精神面における健康のこと

《や行》

ユニバーサルデザイン

その人の年齢や障がいなどの有無や性別、国籍、能力などに関わらず、できるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインされたものや、その考え方

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部が策定した計画であり、人々の心にある障壁の除去に向けた取組（心のバリアフリー）、物理的障壁や情報に関わる障壁の除去に向けた取組（ユニバーサルデザインの街づくり）を全国で進めることについて求められる。

要約筆記・要約筆記奉仕員

要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る方法の1つで、音声による情報聴覚障がい者に伝えるもの。要約筆記奉仕員とは養成講座を終了し、要約筆記を行う者

《ら行》

リハビリテーション

医学的技術を用いて身体の機能回復を行うこと。また、広義では障がい者の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法のこと

療育手帳

児童相談所、又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して交付される。山形県ではA（重度）とB（中軽度）に区分している。

3 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく福祉サービスの概要

(令和2年4月現在)

(1) 障害福祉サービス

①訪問系サービス

○居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

○重度訪問介護

重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。

○同行援護

重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時の同行、移動に必要な支援などを行います。

○行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要の人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

○重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性が高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。

②日中活動系サービス

○生活介護

常に介護を必要とする人に、おもに日中に入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

○自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。

○就労移行支援

就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。

○就労継続支援（A型・B型）

A型では、一般就労が困難な人に対して、雇用契約などに基づき、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。

B型では、一般就労していたが、年齢、心身の状態により就労が困難となった人、就労移行支援によっても、就労に結びつけることが困難な人に対して、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。

○就労定着支援

就労に向けた支援を受けて通常の事務所に雇用された方に、就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整などを行います。

○療養介護

病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。

○短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

③居住系サービス

○自立生活援助

共同生活援助又は施設入所支援を受けていた方が自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により相談に応じるなどの援助を行います。

○共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の援助を行います。

○施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活上の支援を行います。

④相談支援

○計画相談支援

障害福祉サービスの支給決定を受けた方が、サービスを適切に利用できるよう、本人又は保護者の依頼を受けて、サービス利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整などを行います。

資 料

○地域移行支援

障害者支援施設に入所している障がい者又は精神病院に入院している精神障がい者などについて、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。

○地域定着支援

居宅において単身等の状況で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などにおける相談などを行います。

(2) 地域生活支援事業

○相談支援事業

町内にある相談支援事業所において、障がいのある人やその家族からの身近な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整や、権利擁護のために必要な援助を行います。

○基幹相談支援センター事業

障がいの種別、それらに関わる各種ニーズについて、総合的及び専門的な対応のために必要な相談及びその援助を行います。

○意思疎通支援事業

聴覚、音声、言語機能に障がいのある人が、意思疎通を図ることに支障があるときに、手話通訳者・奉仕員、要約筆記奉仕員などの派遣を行います。

○日常生活用具給付等事業

重度の障がいがある人に対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付または貸与します。

- ・介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）
- ・自立生活支援用具（入浴補助用具、移動・移乗支援用具＝手すり など）
- ・排せつ管理支援用具（蓄便袋、蓄尿袋など） など

○移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、地域での自立生活や社会参加のための外出について、また、楯岡特別支援学校寒河江校・大江校に在籍する児童・生徒の通学について支援します。

○地域活動支援センター事業

障がいのある人に、創作的活動や生産活動を行える場を提供します。

○訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な障がいのある人に対し、浴槽を一時的に提供して入浴に係る援助を行います。

○身体障害者自立支援訓練事業

身体障がい者施設などに居住している人で、日常生活に一部介助を要し、自立のための訓練を要する重度の身体障がい者に、訓練のためのプログラムを提供します。

○日中一時支援事業

障がいのある人に対して、日中活動の場の提供や一時的受け入れを行います。

○社会参加促進事業

障がいのある人の社会参加を促進するため、芸術・文化、スポーツ活動を支援します。

(3) 障害児通所支援事業

○児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対して、施設において日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

○放課後等デイサービス

学校の授業終了後又は休業日に支援が必要と認められる児童・生徒に対して、施設において生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

○保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児で、保育所などを訪問して専門的な支援が必要と認められる障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行いません。

○医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練又は医療的管理下の支援が必要と認められる未就学児に対して、施設において日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を行います。

○居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児で、児童発達支援などのサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児について、その居宅を訪問し必要な支援を行います。

○障がい児相談支援

障がい児の心身の状況、環境、支援に関する意向を勘案し、「支援利用計画」を作成するとともに、通所支援事業者などとの連絡調整等を行います。

4 障がい者の援護の概要

(1) 身体障害者手帳の交付 健康福祉課 社会福祉係

身体に障がいがある方に身体障害者手帳を交付します。

対 象 者：身体に永続的な障がいがあり、その障がい程度が身体障害者程度等級表に該当する方

内 容：身体障がいには、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由障がい、内部障がい（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能・肝臓）があります。障がい程度は1級～6級まであり、1・2級の方は重度身体障がい者になります。

(2) 療育手帳の交付 健康福祉課 社会福祉係

知的障がいをお持ちの方に療育手帳を交付します。

対 象 者：児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいの判定を受けた方

内 容：障がい程度はA、Bがあり、Aが重度になります。

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付 健康福祉課 社会福祉係

精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約（障がい）がある方に手帳を交付します。

対 象 者：精神障がいのため制約のある方。

初診日から6か月を経過した日以降に申請することができます。

内 容：1回の申請につき2年間有効。有効期限の3か月前から継続申請できます。障がい等級（1級～3級）により各種福祉制度が受けられます。

(4) 自立支援医療費（更生医療）の支給 健康福祉課 社会福祉係

日常生活や就労をしていく上で便利なように、障がいを軽くしたり、機能を回復させる為のリハビリ医療を行うなど、二次的な特別の医療を行う方に自立支援医療費（更生医療）の支給を行います。（心臓障がいのペースメーカー埋込術、人工関節置換術など）

対象者：18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方

費用負担：1割（ただし、課税状況により負担上限があります。）

(5) 自立支援医療（精神通院医療）制度 健康福祉課 社会福祉係

精神疾患により、医療機関などに通院した際の医療費自己負担分の一部を公費で負担します。

内容：外来医療費総額の9割を医療保険と公費で負担し、自己負担分が原則1割になります。（ただし、課税状況により負担上限があります。）申請できる医療機関、薬局、デイケア、訪問看護はそれぞれ1か所のみになります。

1回の申請につき1年間有効。有効期限の3か月前から継続申請できます。入院中は申請できません。

(6) 補装具費の支給 健康福祉課 社会福祉係

身体の失われた部分や機能を補い、より快適に生活していただくために補装具費を支給します。

対象者：身体障害者手帳の交付を受けた方、厚生労働省告示に定める難病患者など

種類：補聴器、車椅子、義手、義足、装具 など

（障がいの種類、程度によって支給できる補装具、規格が異なります）

費用負担：1割（ただし、課税状況により負担上限があります。）

資 料

(7) 日常生活用具の給付 健康福祉課 社会福祉係

重度の障がい者または障害者総合支援法により定める難病患者などに対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、日常生活用具を給付または貸与します。

対 象 者：身体障害者手帳、療育手帳Aの交付を受けた方、障害者総合支援法により定める難病患者など

(品目ごとに障がい名及び等級の制限があります。)

種 類：ストマ用装具、階段の手すり、電気式たん吸引器、点字タイプライター、聴覚障害者用通信装置（ファクシミリ等）、盲人用時計、特殊便器 など

(障がいの種類、程度によって支給できる日常生活用具、規格が異なります)

費用負担：1割（ただし、課税状況により負担上限があります。)

(8) 心身障がい者福祉タクシー助成券 健康福祉課 社会福祉係

障がい者に対するタクシー利用料金の一部を助成します。

◇普通タクシー

対 象 者：身体障害者手帳（1～4級）、療育手帳（A、B）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の交付を受けた方及びねたきり等老人台帳に記載されている方

助成内容：1枚につき小型車基本料金の9割助成になる利用券を月2枚支給

適用会社：(株)葉山タクシー・寒河江タクシー・中央タクシー・

福祉タクシーCAN・介護保険タクシーコアラ・介護タクシーさくら

◇リフト付タクシー

対 象 者：下肢または体幹障がいの1・2級の身体障害者手帳の交付を受けた方

助成内容：1枚につき基本料金の7割助成になる利用券を年6枚交付

適用会社：(株)葉山タクシー・A・Sサービス・(有)シルバーサポート・

福祉タクシーはしるなっちゃん・介護保険タクシーかなエール

(9) 心身障がい者福祉給油券 健康福祉課 社会福祉係

心身障がい者、または障がい者と生計を一にする方で、通院のために車を運転する介護者、特別支援学校などへ通学させている保護者に給油券を交付します。

対象者：身体障害者手帳（1～4級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級で通院医療費受給者証を持つ方）の交付を受けた方で、本人または家族の所有する自動車・軽自動車の自動車税・軽自動車税の減免を受けている方

支給内容：1枚につき600円助成になる給油券を月1枚交付

適用会社：上村石油・木嶋商店・須賀川石油・港屋商事・
ジェイエイライフセルフSSポート河北

(10) 紙おむつ等支給 健康福祉課 社会福祉係

常時失禁状態にあるねたきりの心身障がい者が清潔で心地よい日常生活を送れるように紙おむつ等を支給します。

対象者：重度の心身障がい者を在宅にて介護している家族
(ただし、介護保険にて支給されている方を除く)

支給方法：購入券方式

支給額：1月につき1人あたり5,000円を支給限度額とします。

費用負担：購入額の1割（ただし市町村民税非課税の方は費用負担なし）
また、支給限度額を超えた金額は対象者負担となります。

資 料

(11) 人工透析患者通院交通費支給 健康福祉課 社会福祉係

人工透析を受けるため医療機関への通院に要した交通費（自家用車の燃料費を含む）を基準月額内で助成します。

対 象 者：じん臓機能障害の身体障害者手帳を受けている方で、人工透析療法を受けており、世帯の生計中心者が前年において所得税非課税の方

助成内容

往復の通院距離	基準月額
15km未満	1,500 円
15km以上30km未満	2,000 円
30km以上	3,000 円

(12) 心身障がい者扶養共済制度 健康福祉課 社会福祉係

障がい者の保護者が一定額の掛金を納付し、その保護者が亡くなった時に障がい者に終身年金を支給する制度です。

(13) 特別障害者手当 健康福祉課 社会福祉係

心身に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に手当を支給します。

対 象 者：① 入院していない方

(支給を受けてから3か月以上入院すると資格を喪失します。)

② 施設入所していない方

(施設に入所すると翌月から資格を喪失します。通所施設等は含まれません。)

支 給 月：2月・5月・8月・11月

支 給 額：月額 27,350円

※ ただし、手当を受ける方及び同居している配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合は支給が停止されます。

(14) 障害児福祉手当 健康福祉課 社会福祉係

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童に手当を支給します。

- 対象者：**① 障がいを理由にした公的年金などを受けていない児童
② 通所施設、養護学校の寄宿舎などを除く施設に入所していない児童

支給月：2月・5月・8月・11月

支給額：月額 14,880円

※ ただし、手当を受ける方及び同居している配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合は支給が停止されます。

(15) 有料道路通行料金割引 健康福祉課 社会福祉係

全国の有料道路事業者が統一的に実施する有料道路（高速道路など）を利用する際に、通行料金が5割引になります。ETC利用者についても割引料金が適用になります。

いずれも事前に申請が必要になります。

- 対象者：**① 身体障害者手帳の交付を受けた方（自ら運転する場合）
② 第1種身体障害者手帳又は療育手帳Aの交付を受けた方を、介護している親族などの方

対象になる自動車：本人または親族が所有する車

(16) 身体障がい者等用駐車施設利用証 健康福祉課 社会福祉係

身体障がい者などで歩行困難な方に、身体障がい者等用駐車施設が適正利用できるよう、身体障がい者等用駐車施設利用証を交付します。

対 象 者：視覚障がい4級以上、平衡機能障がい5級以上、上肢障がい2級以上、下肢障がい6級以上、体幹障がい5級以上、内部障がい4級以上の身体障害者手帳、療育手帳（A）の交付を受けた方で歩行困難な方

申 請：県庁 地域福祉推進課

(17) 心身障がい者の駐車禁止除外指定車標章 健康福祉課 社会福祉係

歩行困難な方が車を運転する場合、必要かつやむをえない場合に限り駐車禁止の場所にも駐車できるよう、県公安委員会より駐車禁止除外指定車標章を交付します。

対 象 者：視覚障がい4級1種以上、聴覚・平衡機能障がい3級以上、上肢障がい2級以上、下肢障がい4級以上、体幹・内部障がい3級以上の身体障害者手帳、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けた方で、歩行困難な方

(18) 自動車運転免許取得助成 健康福祉課 社会福祉係

身体障害者手帳の交付を受けた方で、免許の取得により社会参加が見込まれる方に対して、取得費用を助成します。

助成金額：取得費用の2／3以内（限度額10万円）

(19) 自動車改造助成 健康福祉課 社会福祉係

身体障害者手帳の交付を受けた方で、自ら所有し運転する自動車の一部を改造することにより社会参加が見込まれる方に対して、改造費用を助成します。

※ 事前に申請が必要です。

助成金額：改造に直接要した費用（限度額10万円）

(20) 重度身体障がい者介護用車両改造費等助成 健康福祉課 社会福祉係

身体障害者手帳の交付を受けた方または生計を一にする方が車椅子に配慮された自動車を購入する場合、あるいは所有する自動車を改造する場合にその費用を助成します。

※ 事前に申請が必要です。

対象者：下肢または移動機能障がい1・2級、体幹機能障がい1～3級の身体障害者手帳の交付を受けた方または車椅子などを利用しなければ外出が困難と認められた身体障がい者がいる世帯で、町民税非課税世帯または所得税非課税世帯

助成金額：自動車の購入または改造に要した額の1/2以内（限度額20万円）

(21) NHK放送受信料の減免 健康福祉課 社会福祉係

次に該当する場合、NHK放送受信料が免除されます。

全額免除：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の場合。

半額免除：視覚・聴覚障がい、身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A）、精神障害保健福祉手帳（1級）の交付を受けた方が世帯主の場合。

(22) 障害福祉サービス 健康福祉課 社会福祉係

自宅での介護や日中活動等の支援、施設への入所等のサービスが受けられます。
介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」になります。

◇介護給付 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、短期入所（ショートステイ）、行動援護、同行援護、生活介護、施設入所支援など

◇訓練等給付 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホームなど

対 象 者：町から利用の決定を受けた方

（障がいの程度、本人や家族の状況、要望等をもとに決定します。）

費用負担：1割（ただし、町民税課税状況や本人の収入に応じた負担上限があります。）

(23) 障害児通所支援 健康福祉課 社会福祉係

障害児の通所や児童デイサービス利用への支援を行ないます。

内 容：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、
保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

対 象 者：町から利用の決定を受けた方

（障がいの程度、本人や家族の状況、要望等をもとに決定します。）

費用負担：1割（ただし、町民税課税状況に応じた負担上限があります。）

(24) 地域生活支援事業 **健康福祉課 社会福祉係**

障がい者の地域生活を支援するためのサービスが受けられます。

- 相談支援事業 ○意思疎通支援事業 ○移動支援事業
- 地域活動支援センター事業 ○日中一時支援事業
- 基幹相談支援センター事業 ○訪問入浴サービス事業 など

対 象 者：町から利用の決定を受けた方

(障がいの程度、本人や家族の状況をもとに決定します。)

費用負担：サービスごとに負担していただく割合などが異なります。

(25) 車椅子移送車の貸し出し **健康福祉課 社会福祉係**

自力で移動することが困難な方に、積極的な社会参加と福祉の増進のため、町所有車椅子移送車を貸し出します。

対 象 者：高齢者・障がい者など歩行の困難な方

利 用 料：無料

(26) 重度障がい者介護者激励金 **健康福祉課 社会福祉係**

在宅において6か月以上継続して20歳以上65歳未満の重度障がい者を介護している方に重度障がい者介護者激励金を年1回支給します。

支 給 額 ：生計中心者の所得税額が	1万5千円未満	3万円
	1万5千円以上20万未満	1万円
	20万円以上	非該当

(27) 自動車税・軽自動車税（種別割）の減免

村山総合支庁納税課西村山税務室
税務町民課 町民税係

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が所有する自動車を本人が運転する場合、または介護者が手帳の交付を受けた方のために継続して運転する場合に、その自動車にかかる税を減免します。

- 対 象 者：**① 身体障害者手帳の交付を受けた方で、該当する障がい程度にある方
② 療育手帳Aの交付を受けた方
③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方
- 申 請：**自動車税の場合は、村山総合支庁納税課西村山税務室
軽自動車税（種別割）の場合は税務町民課町民税係

(28) 特別児童扶養手当 健康福祉課 子育て支援室

心身に重度の障がいのある20歳未満の児童を監護、養育している父・母、又は父母に代わって養育している方に特別児童扶養手当を支給します。

- 支 給 月：**4月・8月・12月
支 給 額：月額 1級 52,500円
2級 34,970円

(29) 重度心身障害（児）者医療証 税務町民課 国保医療係

医療保険で支払う自己負担を軽減します。

- 対 象 者：**河北町に住所を有し、障がいの程度が次のいずれかに該当する方
- ① 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方
 - ② 療育手帳Aの交付を受けている方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
 - ④ 障害基礎年金及び障害厚生年金の障害者等級1級の交付を受けている方

(30) 所得税・住民税の障害者控除 税務町民課 町民税係

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、扶養親族にしている方などの所得税・住民税について、所得控除が受けられます。

(31) 障害基礎年金 税務町民課 町民係

次のいずれかに該当する方が障がい者になった時に障害基礎年金が受給できます。

- ① 初診日において国民年金に加入しており、障がい認定日に1級・2級の障がい状態にある方
- ② 20歳に達したときに1級・2級の障がい状態にある方
- ③ 初診日において国民年金に加入しており、障がい認定日に1級・2級の障がい状態には該当しなかった方で、その後65歳に到達前日までに1級・2級に該当した方

(32) 障害厚生年金 日本年金機構 寒河江年金事務所

次のいずれかに該当する方が障がい者になった時に障害厚生年金が受給できます。

- ① 初診日において厚生年金の被保険者であり、障がい認定日に1級・2級・3級の障がい状態にある方
- ② 初診日において厚生年金の被保険者であり、障がい認定日に1級・2級・3級の障がい状態には該当しなかった方で、その後65歳に到達する前日までに1級・2級・3級に該当した方

資 料

(33) 特別障害給付金 税務町民課 町民係

下記に該当する方で、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給出来ない方は、特別障害給付金が支給されます。

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合年金等の加入者）の配偶者

のいずれかに該当し、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がい者に該当する方

（65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当する方に限る）

支 給 月：2月・4月・6月・8月・10月・12月

支 給 額：障害基礎年金1級に該当する方 月額 51,400円

障害基礎年金2級に該当する方 月額 41,120円

(34) 河北町路線バス運賃割引 環境防災課 生活環境係

身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及び一部介護者が、手帳の提示により運賃が5割引になります。

- 対 象 者
- ① 第1種身体障害者手帳、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方は本人及び介護者
 - ② 第2種身体障害者手帳、療育手帳B及び精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けた方は本人のみ

(35) バス運賃割引 山形交通・庄内交通

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた12歳以上の方及び一部介護者が、手帳の提示（写真添付）により運賃が5割引になります。

- 対 象 者
- ① 第1種身体障害者手帳、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方は本人及び介護者
 - ② 第2種身体障害者手帳、療育手帳B及び精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けた方は本人のみ

(36) タクシー料金割引 (山形県ハイヤー協会加入会社のみ)

山形県ハイヤー協会

身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた方が、手帳提示により運賃が1割引になります。

(37) J R 運賃割引 J Rグループ各社

身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた方及び一部介護者が、手帳提示により運賃が5割引になります。

- 対 象 者：① 第1種身体障害者手帳、療育手帳Aの交付を受けた方は本人及び介護者
② 第2種身体障害者手帳、療育手帳Bの交付を受けた方は本人のみ

(38) 航空運賃割引 各航空会社

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及び同行する介護者1名が、手帳の提示により、一部の国内線運賃が割引になります。(割引率は航空会社、路線等により異なります。)

(39) スパイクタイヤ使用禁止の除外 警察署

肢体不自由及び内部障がい(免疫機能障がいを除く)により身体障害者手帳を所持している障がい者が運転する自動車について、スパイクタイヤ使用禁止が除外されます。

資 料

(40) 郵便料減免 郵便局

次のような郵便物について、郵便料が減免されます。

- ① 視覚障がい者用の点字のみを内容とするもの
- ② 視覚障がい者用の録音テープなどの録音物、または点字用紙を内容とするもの。(点字図書館あてに出す場合など)
- ③ 聴覚障がい者のために画像に字幕、または手話を挿入したビデオテープ、DVDを内容とするもの。
- ④ 通常郵便葉書の無料配布(1人につき20枚まで)

対 象 者：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aの交付を受けた方

(41) 携帯電話使用料金の割引 携帯電話会社

携帯電話の使用料金が割引になります。

対 象 者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録証の交付を受けた方

適用会社：携帯電話会社

(割引率などについてはご利用の携帯電話会社にお問い合わせ下さい)

(42) 相続税の障害者控除 寒河江税務署

財産を相続する方が障がい者の場合、その障がい者に所得がある場合、所得の課税対象額から一定額が控除されます。

(43) 生活福祉資金貸付 河北町社会福祉協議会

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯で、障がい者のための生活費、支度費、技能習得費、生活資金などとして低利で貸付を受けられます。

特に、身体障害者手帳の交付を受けた方の属する世帯に対しては、障害者等福祉用具費、障害者自動車購入費等の福祉資金貸付があります。

(44) ヘルプマークの配布 健康福祉課 社会福祉係

外見で分かる障がいや分からない障がい、または、障がいの有無にかかわらず、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう必要とする方に配布します。

対 象 者：義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

(45) こころの健康相談 健康福祉課 健康づくり係

こころに悩みを抱えている方、家族のことが心配な方などの相談に、町保健師が随時対応します。

5 計画策定経過

月 日	事 項	内 容
令和2年9月25日	河北町障がい者プラン策定委員の委嘱	委員の委嘱（7名）
10月23日	事務局会議	素案の作成
11月12日	第1回河北町障がい者計画策定会議	素案の協議
11月25日	第1回河北町障がい者計画策定委員会	素案について
12月7日	課長会議	素案について
12月15日	議会厚生文教常任委員会	素案について
12月16日	第2回河北町障がい者計画策定会議	案の協議
12月28日	第2回河北町障がい者計画策定委員会 (書面協議)	案について
令和3年1月4日	課長会議	案について
1月13日	議会厚生文教常任委員会	案について
1月15日～1月28日	パブリックコメントの募集	
2月8日	課長会議	計画決定について (報告)

6 計画策定体制

河北町障がい者プラン策定委員会

役 職	氏 名	団 体 名	役職名
委 員 長	丹 野 正 彦	河北町社会福祉協議会	会 長
委員長代理	小 林 剛 英	河北町民生委員児童委員協議会	会 長
委 員	小 野 まり子	サポートセンター ういんず	所 長
〃	庄 司 睦 子	NPO法人 ひだまりの家かほく	所 長
〃	澤 善 博	河北町区長会	副会長
〃	逸 見 三和子	河北町婦人会	会 長
〃	竹 屋 耕 悦	河北町身体障害者福祉協会	会 長

河北町障がい者プラン策定会議

役 職	町 職 名	氏 名
会 長	副 町 長	河 内 耕 治
副 会 長	総 務 課 長	後 藤 浩
委 員	政 策 推 進 課 長	宇 野 勝
〃	環 境 防 災 課 長	秋 場 弘 昭
〃	農 林 振 興 課 長	増 川 仁
〃	商 工 観 光 課 長	佐 藤 晃 一
〃	学 校 教 育 課 長	岸 康 彦
〃	生 涯 学 習 課 長	牧 野 隆 博

事 務 局

課 名	職 名	氏 名
健 康 福 祉 課	課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	堀 米 清 也
	課長補佐兼新型コロナウイルスワクチン接種調整係長	佐 藤 美由紀
	課長補佐兼高齢者福祉係長	服 部 春 子
	子育て推進室長兼子育て支援係長	日下部 敦 子
	健康づくり係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長	菅 藤 美 紀
	課長補佐兼社会福祉係長	高 橋 則 一
	社会福祉係 総括主任	岡 部 直 美
	社会福祉係 主 事	黒 坂 あさ美

7 河北町障がい者プラン策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「障害者計画」という。）の策定を行う河北町障がい者プラン（以下「障がい者プラン」という。）について、策定委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障害者計画の策定を行い本町の障害に係る福祉事業を円滑に推進するため、河北町障がい者プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、障がい者プランの策定に関する事項を所掌する。

(組織)

第4条 委員会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害に係る福祉の推進に関する機関又は団体に所属する者
- (2) 河北町区長会に所属する会員のうち、同会から委任を受けた者
- (3) 河北町婦人会に所属する会員のうち、同会から委任を受けた者
- (4) その他町長が適当であると認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(委員)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉課で処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

8 河北町障がい者プラン策定会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「障害者計画」という。）の策定を行う河北町障がい者プラン（以下「障がい者プラン」という。）について、策定会議の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障害者計画の策定を行い本町の障害に係る福祉事業を円滑に推進するため、河北町障がい者プラン策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 策定会議は、障がい者プランの策定に関する事項を所掌する。

(組織)

第4条 策定会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第5条 策定会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
2 会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 策定会議の事務局を健康福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

会長	副町長
副会長	総務課長
委員	政策推進課長 環境防災課長 農林振興課長 商工観光課長 学校教育課長 生涯学習課長
事務局	健康福祉課長 健康福祉課職員



環境に優しい大豆油インキを
使用しています。